

会社法と金融商品取引法を中心に
企業組織に関する法令を体系的に整理した実務解説書

「日常的に必要なとなる知識」と
「特定の場面で必要となる知識」に分けて解説

ビジネス法体系 >>>

企業 組織法

BUSINESS ORGANIZATION LAW

ビジネス法体系研究会 [編集]

「代表著者」
大杉謙一
高木弘明
田端公美

役員等の責任

新株予約権

組織再編

などを収録しています。

THE SYSTEM OF BUSINESS LAW

第一法規

会社法 と

金融商品取引法 の

両方が適用される場面で

必要となる両法の関連を

明らかにします

代表著者 大杉 謙一・高木 弘明・田端 公美

定価：本体5,000円+税 A5判・400頁

本書の詳細・お申し込み方法は裏面をご覧ください。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694

☎ Fax. 0120-302-640

第一法規の書籍 オンラインストアはこちら

<https://www.daiichihoki.co.jp/store/>
電子書籍・定期購読なども!

第1編 企業組織法の基礎

第2編 日常的に必要となる知識

- 第1章 株式会社の機関とコーポレートガバナンス
- 第2章 役員等の責任
- 第3章 株式
- 第4章 会社の計算

第3編 特定の場面で必要となる知識

- 第1章 株式会社の設立
- 第2章 募集株式・新株予約権の発行等
- 第3章 組織再編・M&A
- 第4章 倒産・解散・清算
- 第5章 訴訟・非訟

第4編 株式会社以外の企業形態

- 第1章 持分会社
- 第2章 有限責任事業組合(LLP)制度

ビジネス法の枠組み、
考え方に触れるほか、
各編に分けて
わかりやすく解説。

基礎と体系を

しっかり押さえた、

持っておきたい

1冊です!



I 企業とは何か

事業活動(ビジネス)から利益を得ることを目的とする主体・単位を「企業」という(「企業」は法的な概念というよりも経済的な概念である)。企業には一人または二人以上の出資者が存在する。出資者が一人だけの企業を「個人企業」、出資者が二人以上の企業を「共同企業」という。

ここでいう「出資」とは、事業のための資金を提供し、事業活動から生じる利益を受け取る地位を手に入れることをいう。事業活動は、予想以上にうまくいくこともあれば、うまくいかないこともある。事業の成功・失敗は事前に予想できないため、成功・失敗の判明後にそれを受け取ることをあらかじめ約束する(事業の結果を引き受ける)者が必要である。事業の結果を第一次的に引き受けるのが「出資者」である(「事業活動から生じる利益を受け取る地位」と述べたのは、この意味である)。

事業活動には通常、お金と人手が必要であるが、企業にお金を貸してくれる銀行や、企業で働いてくれる従業員は、ここでいう出資者ではない。銀行が企業から受ける返済(元利金)は契約によって具体的に定まった額であり、事業の結果によって変動しない。従業員が企業から受ける給与も、その大部分はあらかじめ定まった金額である。事業の成功・失敗によって給料の金額が上下することもあるが、従業員は「成功・失敗の影響を第一次的に受ける立場に立つ」わけではない。

企業を立ち上げるためには法的な仕組みを使うことが一般的である。その代表例が株式会社であり、株式会社における出資者は株主である。

事業活動に利用できる「企業」には、株式会社以外にもさまざまな形態がある。例えば、合同会社や有限責任事業組合(いわゆる日本版LLP)も有力な企業形態である。本書は、そのような実務上重要な企業形態を念頭に置いて、企業の日常的な運営・管理に関するルールを実務家、とりわけ大企業の法務パーソンにとって役立つ形で解説しようとするものである。

II 企業の組織に関連する法律

企業がビジネスを行ううえで参照しなければならない法律は非常に多いが、

その中でも、企業自身の日常的な運営・管理に関するルールのことを一般に「組織法」と呼ぶ。この用語には、厳密な定義があるわけではないが、企業が取引を行う際に参照するルールを「取引法」と呼ぶのと対をなすものである。

企業の代表的な形態が「会社」(株式会社・持分会社)であり、会社の組織ルールの根幹部分は「会社法」に定められている。この「会社法」という名前の法律は、法務省が主管する法律で、国会によって制定されたもの(平成17年7月26日法律第86号)であり、そのことを明確にする際には特に「形式的意義の会社法」と呼ぶことがある。これに対して、この「会社法」という名前の法律のほかにも、会社の組織ルールを定める法令はいくつか存在する。例えば、法務省が定めた「会社法施行規則」「会社計算規則」「電子公告規則」という三つの省令がこれに当たる。また、国会制定法の中でも「社債、株式等の振替に関する法律」「担保付社債信託法」「商業登記法」は会社の組織ルールとして重要である(これらの法律は、会社法の特別法と呼ばれる。これらの法律から見ると、会社法は一般法ということになる)。このように、実質的に見て会社の組織法に該当する法令をまとめて「実質的意義の会社法」と呼ぶ。

企業の形態は会社に限らない。会社以外の企業形態として、最も基本的なものが「組合」であり(日本語で組合という労働組合を指すことが多いが、ここでは労働組合という意味ではない)、組合の組織ルールは、民法の667条から688条に定められている。民法上の組合(単に「任意組合」あるいは「民法組合」と呼ばれることがある)が事業活動に用いられることはあまり多くないが、特別法により民法組合を発展させた企業形態があり、例えば有限責任事業組合や投資事業有限責任組合(日本版LPS)は実務上、有力な企業形態である。これらの組織ルールはそれぞれ「有限責任事業組合契約に関する法律」「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に定められている。

なお、本書は会社(特に株式会社)の組織法としての会社法を中核部分として解説するものであるが、大企業の運営・管理の実務においては、会社法と同時に金融商品取引法を参照しなければならない場合が多い。学問上は金融商品取引法は組織法には該当しないが、本書では、同法のうち組織法に類似する内容のルールは会社法と関連付けて解説するようにしている。

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!